農林水産省報告資料

令和6年10月22日 消費·安全局 消費者行政·食育課

食品表示の適正化による消費者への的確な情報の公表・提供に関連する法律の概要

○ 農林水産省消費・安全局においては、食品表示の適正化や的確な情報伝達を図るため、7法(食品表示法、 米トレーサビリティ法、牛トレーサビリティ法、食糧法、農産物検査法、JAS法、水産流通適正化法)に基づ く監視を実施。

法令	食品表示法	米トレーサビリティ法	牛トレーサビリティ法	食糧法	農産物検査法	JAS法	水産流通適正化法
目的	食品の表示の適 正化による消費 者の安全及び自 主的かつ合理的 な選択の機会の 確保。	国民の主食であり、 唯一自給可能な米 穀について、問題発 生時に流通ルートを 速やかに特定。	BSE等発生時に的確に 防疫対応を行うため、牛 の流通ルートを速やかに 特定するとともに、牛 肉の個体情報を積極 的に提供し、表示偽 装を防止。	米穀の生産者から消費者までの 適正かつ円滑な 流通の確保。	農産物の公正かつ円滑な取引とその品質の改善。	農林物資の規格 を制定し、消費 者の選択に資す。	水産動植物等の 流通の適正化に よる水産資源の 違法な漁業の抑 止及び水産資源 の持続的利用
内 容	名称、原産地等 の表示を義務付 け	米、米加工品の取引 等の記録の作成・保 存及び産地情報の 伝達を義務付け	牛肉の取引記録の作 成保存及び個体識 別番号の伝達を義務 付け		農産物の検査の 適切な実施を図 るため検査機関に おける義務を規定	「有機JASマーク」 なしに、「有機」、 「オーガニック」等と 表示すること等を 禁止	採捕者・取扱事業者による届出、漁獲番号等の情報伝達取引記録の作成・保存、適法漁獲等証明書の申請・添付(輸出時)を義務付け
規制対象	食品の製造、加工、輸入又は販売を行う事業者	米穀等の販売、輸入、加工、製造又は提供の事業を行う者	牛肉の販売業者及び 特定料理提供事業 者 (特定料理とは、焼き 肉、しゃぶしゃぶ、すき焼き 及びステーキ)	米穀の出荷又は 販売の事業を行 う者	登録検査機関等	販売を行う全ての 事業者	特定第一種水産動植物等(アワビ及びナマコ並びにその加工品) 取扱事業者
執行機関	消費者庁 国税庁 農林水産省 都道府県 指令都市 FAMIC (立入権限)	消費者庁 国税庁 農林水産省 都道府県	農林水産省	農林水産省 都道府県	農林水産省 都道府県	農林水産省 FAMIC (立入権限) 国税庁	農林水産省 都道府県

米トレーサビリティ法 : 米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律 牛トレーサビリティ法 : 牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法

食糧法 : 主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律

JAS法 : 日本農林規格等に関する法律

水産流通適正化法 : 特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律

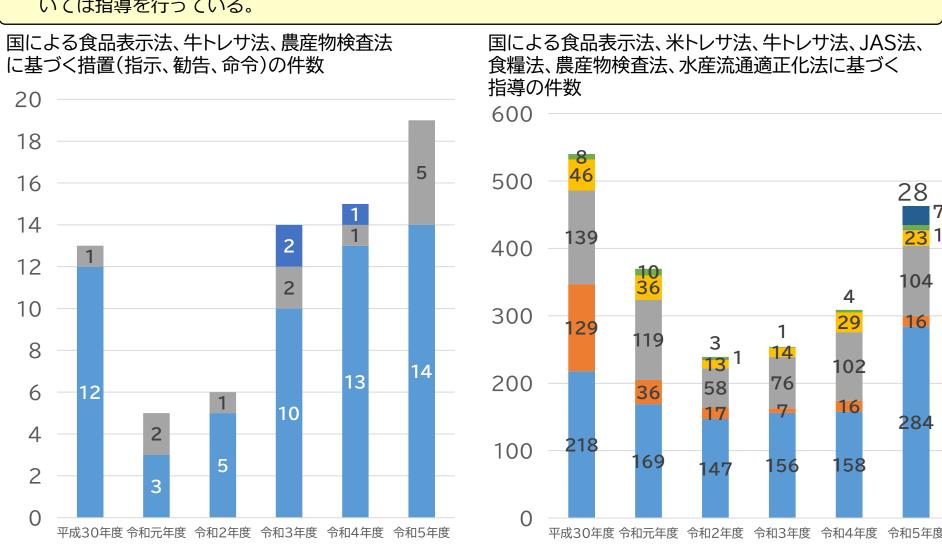
表示や情報伝達を行う際の表示

- 食品の表示やトレーサビリティーに関連する法律においては、情報の伝達や商品の性能を示すための、 商品の包装等に表示を付すことを規定。表示のほか、法律や基準により記録の作成・保存を義務付け。
- 監視においては、表示の外形的な的確性や保存された記録から表示の真正性を確認。

○ 監視にのいては、表示の外が別な的唯住で保守された記録がの表示の真正性を確認。										
食品表示法	米トレーサビリティ法	牛トレーサビリティ法	食糧法	農産物検査法	JAS法	水産流通適正化法				
(生鮮食品の表示)	(産地情報の伝達)	(個体識別番号の表示)	(用途限定米穀の表示)	(検査証明書)	(有機JASマーク)	(情報の伝達)				
○未包装表示例 ○事前包装表示例 静岡県産 たまねぎ (加工食品の表示) 名 称 スナック菓子	名称 米 菓 ・ 原材料名:うる5米(国産)、えび桜 えび(前回県)、砂糖、白醤油、でん粉、植物油、(一部ご・麦を含む)・添加物:着色料(紅翅色素)、脚味料(アミノ酸等)・内容量:75g・黄味明限:16,02,23・保存方法:直射日光、高温多湿を避け常温で保存してください。 ・ 製造者:○○○株式会社静岡県○市○○○	原産地 鹿児島県 和牛 かたロース 海体部海ョ 11.10.31 11.10.31 10.5.01 11.10.8.01 12.5kg かな 12.5kg かな 12.5kg	加加加加工用米的制度的一种,但是一种的一种的一种,但是一种的一种的一种的一种,但是一种的一种的一种的一种,但是一种的一种的一种的一种的一种的一种的一种的一种的一种的一种的一种的一种的一种的一	回旋又は原せん ※ 変 证 明 章 明 平応 種 類 現面が知識を含める。方式 正成重量度等 の	JAS 認定機関名	・名称(アワビ、ナマコ等) ・漁獲番号又は荷口番号(輸入又は養殖物の場合は、その旨) ・届出採捕者又は取扱事業者の氏名又は名称 ・重量波し等した年月日				
原 材料 名 じゃだいい (遺 温 (・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・商品名称と数量 ・個体識別番号 ・取引年月日 ・取引先名と その所在地		・農産物検査請求者の 氏名の ・農産物検査の請求者の 氏名の ・農産物検査の請求を ・農産物検査の ・農産物検査を行った ・農産物検査を行った ・農産物検査を行った ・農産物の ・農産物の ・農産物の ・農産物の ・農産物の ・農産物の ・農産物の ・農産物の ・農産物の ・農産物の ・農産物の ・農産物の ・農産物の ・農産物の ・農産物の ・農産物の ・農産物の ・農産が ・農産物の ・農産物 ・農産物 ・農産物検査 ・農産物検査 ・農産物検査 ・農産物検査 ・農産物検査 ・農産物検査 ・農産の ・農産物検査 ・農産物検査 ・農産物検査 ・農産物検査 ・農産物検査 ・農産物検査 ・農産物検査 ・農産物検査 ・農産物検査 ・農産物検査 ・農産物検査 ・農産の ・農産物検査 ・、・、・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・生産行程管理者 ・生産行程管理責任者 ・生産者 ・生産者 ・生産者 ・記録作成者 ・格付け担当者	(記録の作成) ・名称(アワビ、ナマコ等) ・重量又は数量 ・譲渡し等文は表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表				

国(消費者庁、国税庁、農林水産省)による措置件数

-) 法令違反に対しては国(消費者庁、国税庁、農林水産省等)と都道府県等の関係機関が連携し、厳正に対処。
-) 指示・勧告や命令にはあたらない、常習性がなく過失による一時的なものである等、比較的軽微な違反につ いては指導を行っている。



■食品表示法

■牛トレサ法

■農産物検査法

■米トレサ法

■食糧法

■牛トレサ法

■農産物検査法

■食品表示法

JAS法